

第1条 この規程は、獨協大学（以下「本学」という。）図書館規程第4条に基づき、本学図書館長（以下「館長」という。）の選出方法について定める。

第2条 学長は、館長の任期満了にともない、その3ヶ月前までに図書館長候補者推薦委員会に館長候補者の推薦を求める。

第2条の2 図書館長候補者推薦委員会は、次に掲げる者で構成する。

(1) 学部長

(2) 大学院研究科委員長

2 図書館長候補者推薦委員会委員長は、学部長の互選とする。

第3条 図書館長候補者推薦委員会は、専任教員の中から2名又は3名の館長候補者を推薦する。

第4条 推薦された館長候補者の中から館長予定者を、全学教授会の審議を経て学長が任命する。

第5条 学長は、館長が欠員となったとき、第2条の規定にかかわらず、すみやかに館長選出の手続きをとるものとする。

第6条 この規程の改廃は、図書館長候補者推薦委員会の審議を経て学長が行う。

附 則

1 この規程は、昭和55年2月8日から施行する。

2 この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成6年規程第24号）

3 この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規程第3号）

4 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規程第14—3号）

5 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年規程第17号）

6 この規程は、平成29年4月1日から施行する。